13. 労働者自主福祉運動の推進

|  |
| --- |
|  |
| 労働者自主福祉運動は、組合員相互の助け合いによって組合員とその家族の安心と安定のくらしを実現するものであり、労働組合の原点ともいえる重要な運動です。昨今の全世界的な物価上昇により、厳しい生活が続いている組合員にとって、生活の安心・可処分所得の向上につながる共済制度はますます大きな存在となっています。  しかし、1982年から取り扱いを開始した団体生命共済の利用組合員は、1990年代後半をピークに、2000年代以降は組織率の低下、民間保険との競争などさまざまな要因により減少の一途を辿りました。  こうした中、団体生命共済は2022年６月から抜本的な制度改正を行い、医療保障の拡充、掛金体系の変更、85歳まで継続可能な保障の仕組みとしてじちろう退職者団体生命共済を新設しました。共済推進委員会を基軸に共済推進運動が力強く展開され、全国的に減少傾向だった新規契約は大きく伸び、また、じちろう退職者団体生命共済は多くの退職者に支持され、団体生命共済の加入件数は底を打つ兆しがあります。  この流れを確かなものにするため、「新たな共済推進方針」（2021年５月27日第160回中央委員会）で掲げた大目標である「じちろう共済に、生涯を通じて、全員加入」を改めて確認し、当面５年間の目標として確認された数値目標の達成にむけ取り組むとともに、じちろう共済を生涯保障のメインとする取り組みを進め、「組合員利益の最大化」をめざします。  県本部の団体生命共済の加入率は、2021年79.32％、2022年79.21%と2年連続して組織加入県の要件としての加入率80%を下回りました。今年の継続募集の最終的な結果によっては「組織加入県」から完全に外れ、「病気であったとしても組合員本人は最低保障額には加入できる」特典がなくなり、「助け合いの共済」の根幹が崩れてしまう状況になってしまいます。  ~~本部、~~県本部~~、~~・単組は、新たな団体生命共済を全面展開する中で、組合員相互の助け合い・支え合いの意義を再確認するとともに、じちろう共済制度の求心力を組織強化・拡大につなげ、組合と共済の同時加入の取り組みなどを進め組合員のくらしを守るとともに、「助け合いの共済」を維持するため団体生命共済加入率80%の復活を目指します。  一方で、掛金の複雑化などによる単組事務の煩雑化が課題となっていることから、デジタル技術の活用による単組事務の軽減・簡略化を、県本部は自治労共済推進本部を通じてこくみん共済 coop＜全労済＞へ求めていくこととします。また、「ろうきん運動」と「労福協運動」を積極的に進め、生涯を通じた組合員のサポートに取り組みます。  【重点課題】  ①　労働者自主福祉運動を、組合員・家族の安心と安定のくらしと自治労組織全体の強化・拡大を実現するための労働運動として改めて位置づけ、取り組みを強化します。  ②　県本部・単組において共済推進委員会を基軸とし、本部「新たな共済推進方針」、県本部「共済推進方針」に基づき、「新たな共済推進マニュアル」に沿った共済推進運動を展開し、運動サイクルとともに共済推進サイクルの確立をめざします。また、コロナ禍の経験で蓄積された動画コンテンツやオンラインによる推進手法を積極的に活用します。 |

【共済推進運動の基本的な取り組み】

1.　共済推進運動を、労働組合運動との「運動の両輪」と位置づけ、助け合い・支え合いの活動として取り組みます。

2.　共済推進運動の取り組みにより組合員の単組に対する信頼感を築き、関係を強固にすることを通じて、組織強化・拡大につなげます。

3． 県本部共済推進基本方針（県本部第107回定期大会決定）に基づき、加入推進に取り組みます。

【共済推進委員会の取り組み】

4. 県本部・単組は共済推進委員会を基軸として共済推進運動に取り組みます。

　①　県本部は、「県本部共済推進委員会」において、年間活動計画と目標達成にむけた取り組みを協議・確認し、共済県支部、こくみん共済 coop推進本部と連携して単組における加入推進に取り組みます。

②　県本部・単組は、団体生命共済をはじめとする、じちろう共済制度に対する執行部の理解を深め、執行部の全員加入に取り組みます。

　③　単組は、共済推進運動に取り組む意義や、共済推進方針を再確認し、年間計画のもと、執行部全体で主体的に、共済推進運動に取り組みます。

【具体的な共済推進の取り組み】

5. 県本部は、共済推進県本部・県支部合同会議等での意見交換・情報交換の充実をはかります。

6. 県本部・単組は、「新たな共済推進方針」のもと、取り巻く実状に応じ毎年度運動方針にも共済推進運動を重要な課題として位置づけます。

　　その上で共済県支部・こくみん共済 coop推進本部と連携し、本部「新たな共済推進マニュアル」、県本部「共済推進方針」に沿った具体的な推進活動を実践し、団体生命共済組織加入率80%復活を目指します。

①　単組は職場オルグや組合員むけ説明会、個別保障相談会等の実施により、団体生命共済の組織加入の取り扱いや、じちろうマイカー共済の弁護士費用等補償特約による失職防止・起訴防止の取り組みなどの、じちろう共済制度の周知を行い、組合員と家族を支える助け合いの運動への参加を呼びかけます。

　②　単組は執行部学習会や執行部全員の共済加入に取り組み、じちろう共済制

度について、本部が作成する動画コンテンツ等を活用し自律的な組合員オルグができるよう体制を整えます。

　③　新規採用者については、若手組合員

や共済県支部等と連携して、組合と団体生命共済の同時加入に取り組みます。あわせて長期共済やじちろうマイカー共済の推進に取り組みます。

　④　若年層をはじめ未加入者や前歴のある中途採用者については、共済の意義や理念を粘り強く伝え、推進に取り組みます。

　⑤　既加入者については、ライフステージに応じた適正保障額を案内し、生涯保障のメインとするための取り組みを進めます。

　⑥　非正規労働者や会計年度任用職員の組織強化・拡大にむけて、団体生命共済（小口型含む）やじちろうマイカー共済を積極的に活用します。

7. 県本部は、「加入拡大モデル単組」を設定し、主軸制度である団体生命共済を中心に加入拡大をはかり、基本的な推進サイクルを確立するとともに、じちろう共済運動の裾野を広げていくことをめざします。取り組みにあたっては県本部共済推進委員会を基軸に、当該単組とともに計画を協議し、共済推進運動の確実な実行をめざします。

8. 県本部は、各評議会、青年部・女性部などの補助機関での幹事会・集会などにおいても共済の学習・説明の機会を設けるよう働きかけます。

9. 共済の加入継続は、組合の脱退等の抑止や役職定年・再任用・再雇用後の組織化にも有効であることを踏まえ、単組は組合員にじちろう共済利用の意義や制度の優位性を周知し、解約の未然防止に取り組みます。

【共済推進運動の教育活動】

10. 共済推進にあたっては、県本部・単組の執行部をはじめとして、共済推進を担う役員や担当者、書記などの労働者自主福祉運動やじちろう共済制度への十分な理解が重要です。そのため、県本部共済推進委員会の活動支援として交付される「共済推進県本部交付金」を活用し、次の取り組みを行います。

　①　県本部は、共済県支部・こくみん共済 coop推進本部と連携し、共済に対する意識や知識の全県的な向上をめざした~~県本部~~共済集会、各種学習会・セミナーを開催します。また、好取り組み事例の共有などにむけ、地連内の連携強化をはかります。

　②　単組は、県本部共済推進委員会と連携し、共済の推進と組織の強化・拡大の運動がともに前進するように取り組みます。

11. 本部共済推進委員会が、開催するじちろう全国共済集会に参画します。取り組み方針などの提起や、県本部・単組の好取り組み事例の共有化、外部専門家（ＣＦＰなど）による推進手法の研修などにより、共済推進運動の活性化につなげます。

【退職後に備えた取り組み】

12. 県本部・単組はセカンドライフセミナーや退職予定者説明会通して、退職後も最長85歳まで生命保障・医療保障に加入できるじちろう退職者団体生命共済への全員加入とともに、じちろうマイカー共済・住まいる共済の継続利用にむけた取り組みを進めます。

13. 長期共済・税制適格年金については、

早期の加入がセカンドライフにおける安心の生活につながることから、通年で積極的に推進します。

【安定した共済事業の体制構築】

14. 組合員へ良質な制度を提供するため、また組合員利益の確保のため、本部を通じこくみん共済 coopに対し次の事業運営を求めます。

　①　2025年５月までの「中経2025」の実行にあたり、優位性のある制度提供および労働組合の共済推進運動の強化に資する事業運営を求めます。

　②　共済推進委員会を基軸とした推進体制の維持、ならびに自治労職域の特性を踏まえた事業運営がなされるよう求めます。

　③　単組が共済推進に注力できるよう、デジタル技術の活用をはじめとした単組・組合員の手続きの負荷軽減と利便性の向上を求めます。また、単組の共済運動の水準を維持・向上するため、単組事務手数料を維持するよう求めます。

④　ＥＳＧに考慮した取り組みや、社会貢献活動への積極的な関与を求めます。

【コンプライアンスの強化・徹底】

15. 事件や事故の発生防止のため、県本部・単組の執行部および共済推進を担う役員や担当者、書記などへの教育・研修等を通じて、コンプライアンスの強化・徹底をはかります。

【情報公開、広報宣伝活動の推進】

16. 本部機関紙「じちろう」や、自治労共済推進本部のＨＰ、事業報告「アニュアルレポート」、県本部機関紙「自治労福島」や県本部ＨＰなどを通じて、組合員へ十分な情報開示・説明責任を果たします。

17．給付金の請求忘れを防止するため、定期的に県本部機関紙「自治労福島」で周知します。

【ろうきん運動の推進】

18. 県本部・単組は、東北労働金庫各支店と連携し、組合員の生涯の資金計画を支えるとともに、組合員の生活向上をめざし、ろうきん運動を積極的に進めます。

　①　組合員の資産形成・財産形成のため、労金口座を開設して給与振込口座に指定する運動に取り組むとともに、財形貯蓄などの活用拡大に取り組みます。とくに、新入組合員および臨時・非常勤等職員に対する取り組みを強化します。

　②　労金ローンを活用することで組合員の生活改善につながる取り組みを進めます。

　③　個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ）については、組合員に対して、制度の特性やリスクを含めた十分な情報提供を行います。

　④　自然災害の被災時などの緊急融資制度の周知など、組合員の生活支援につながる取り組みを進めます。

【労福協運動の推進】

19. 県本部・単組は、~~各県の~~労働者福祉協議会（労福協）と連携し、ワンストップサービス、ライフサポートセンターなど勤労者を支える労福協運動を進めます。